

令和2年4月6日

ご利用者様・保護者様各位

たままずきグループ
代表 櫻井元

緊急事態宣言発令に伴うたままずきの対応について

いつもたままずの運営にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、4月7日、東京都、埼玉県を含む1都6県を対象とした緊急事態宣言発令されました。

たままずきの方針として、障害児通所施設に対しての使用の制限等の要請がないことから、臨時休業はいたしません。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、利用者・保護者の皆様に下記の通り、利用の自粛をお願いいたします。

記

1 要請期間：令和2年4月10日から令和2年5月6日まで

※今後の状況により延期される場合があります。

2 要請内容：両親共に医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方、利用者様の特性上、生活のリズムが崩れると不穏になる等の行動になる方を除き、原則としてたままずきの利用自粛をお願いします。

特に利用にあたって証明をいただくなどのことはいたしません。また、週3日を週1日にしていただくなど、できる限りの対応で結構です。

3 その他：施設での利用の自粛をお願いしているところですが、利用者様・保護者の方と事業所とのコミュニケーションの継続は必要と考えています。

別紙の記録用紙を使って事業所から電話等で、保護者の方の理解を得つつ、個々に応じた支援を実施したいと思います。

(具体的な内容の例)

健康状態の確認

保護者の方の困っていること

今後のスムーズな通所の再開のためのサポート など

自宅にいて感じるストレスの緩和になるようなサービスを提供できればと考えています。

その際、利用料として徴収させていただきますので、ご了承下さい。

また、このサービスがご不要の方はご連絡下さい。

ご不明な点がございましたら、何なりとご利用の事業所の職員にお問合せください。

以上